

感染症対策は、当初から現在に至るまで社会防衛が目的であり、新型コロナウイルスの感染に対する対策は、そのことをより鮮明に示したといえる。この間、感染症法を改正して入院拒否に対して懲役や罰金を科す改正案が提出され、インフルエンザ特措法を改正して休業や営業時間短縮に応じない飲食店などに過料を新設する改正案が出されるなど、罰則を強化する動きが見られる。それと同時に、ワクチン接種をマイナンバーで管理するという動きも見られる。感染症拡大を治安強化と国民の管理強化に利用した動きである。感染症法改正に関して、さすがに懲役を科すことは取り下げられたものの、罰則は強化された。

もつもの目的は 治安維持

明治時代に施行された旧伝染病予防法は、感染症対策の出発点に当たる。この法律は自治体に隔離病棟設置を義務づけたり、伝染病予防を目的に集会を禁止できるなど、治安維持の性格が強かった。そして戦後、社会防衛としての性格を色濃くもって施行されたのが、らい予防法である。1953年に公布されたこの法律は、強制的な隔離収容を行なって患者の絶滅をはかった法律であり、199



新型コロナ
ウイルス

ワクチン接種とマイナンバーの連結で 国が狙うのは健康情報の一元管理

ワクチン接種にあたって、政府は接種履歴をマイナンバーに紐付けようとしています。一見合理的ですが、将来的に狙うのは、個人の健康状態や病気情報の一元管理です。

天笠 啓祐

6年まで廃止されなかった。このらい予防法をモデルに作られたのがエイズ予防法である。これは1989年に公布された。同法は、感染症にかかわる法律で初めて「人権の保護」という文言が入られ、それ以降受け継がれていくことになる。しかし、エイズ予防法に対しては当時、日本弁護士連合会などから強い批判が出ていた。それは行政に強い権限を与え、たとえば都道府県知事の質問に対してその発言をすると罰金に処せられるなど、取り締まりに力点が置かれていたからだ。エイズ予防法、性病予防法を廃止・合流させ、伝染病予防法を引き継いで感染症法が制定されたのが、1998年である。これも結局、行政の強い権限と、それに従わない際の罰則が基本である点は変わらない。今回、その罰則が強化されたのである。

6月に成立した有事10案件（7法案、3条約案件）のひとつで、まさに治安立法であり、有事となった際に①自治体の判断が奪われる、②市民の権利が奪われる、③住民の避難を自衛隊が行なう——などの点が問題だ、と指摘された法律である。このように、感染症対策はもともと社会防衛であり、国の治安を守るのが目的である。新型コロナウイルスの拡大は、そのことを改めて示した。

予防接種と マイナンバーの連結

予防接種法は感染症法とセットの法律であり、やはり社会防衛を目的に1948年に公布され、改正が繰り返されてきた。この法律に基づきワクチン接種の範囲は次々と広げられ、女性たちにHPV（子宮頸がん）ワクチン禍をもたらした。赤ちゃんや子どもたちに対しても、生まれた時から予防接種のスケジュールが組まれ、多種類の接種が頻繁に行なわれるようになった。高齢者のインフルエンザ・ワクチン接種もまた、半ば強制的に進められてきた。そこに新型コロナウイルス・ワクチンが加わった。新型コロナウイルス・ワクチン接種に関して、いまマイナンバーをつなげる動きが強まっている。その背景にあるのが、菅政権のデジタル庁